

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

令和 7 年度監査委員監査結果報告の提出について

(分担金に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査
地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

分担金に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属^(注)

財政局、会計室、中央区役所、東住吉区役所、西成区役所、福祉局及び建設局

(注) 財政局及び会計室は、分担金の支出手続等に関する指針等を取りまとめた所属として対象所属とした。また、
実地調査は分担金の支出がある所属を対象に実施した予備調査結果から、3 区役所（中央区役所、東住吉区役所、西成区役所）2 局（福祉局、建設局）を選定した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 分担金が適切に支出されず、本市に損害が生じるリスク	ア 分担金に関する協定等は適切に整備され運用されているか。	指摘事項1 指摘事項2
	イ 複数年度にわたり支出されている分担金について、金額や割合についての検討は行われているか。	—
	ウ 財政局及び会計室は、各所属に対し、必要に応じて適切な支援を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 協定書の記載内容について改善を求めたもの

【中央区役所及び西成区役所に対して】

財政局及び会計室が取りまとめた分担金の支出手続等に関する指針（以下「指針」という。）では、分担金の金額や割合について、協定書・契約書において明確に規定し、他の分担者及び支出先の団体等との間であらかじめ取り決めておくこと、また、団体運営経費やイベント等事業経費に対する分担金については、他の分担者とともに複数で支出することが原則であること、及び、本市1団体だけが金銭を支出し、他の分担者は金銭に代わる人的・物的分担を行っている実態がある場合は、各々の役割分担について協定書等に明記して他の分担者及び支出先の団体等との間であらかじめ取り決めることが示されている。

今回の監査において、中央区役所及び西成区役所の分担金の協定書等を確認したところ、検出された事実及びその主な原因は、次のとおりであった。

図表 検出事項及び主な原因

所属／事業名		
中央区役所／ にぎわい WA I・わいねっと 事業	検出事項	協定書には、役割分担として、大阪市と他の分担者の双方に「本件事業の収支予算に基づく必要経費の分担」等と記載されており、双方の分担が明確に定められていなかった。また、実行委員会から提出された収支報告書において、大阪市以外の分担者が負担した分担金額が記載されており、結果として他の分担者ととも複数で支出していることを確認できたが、収支予算書等には、他の分担者の分担金について記載されておらず、あらかじめ取り決めていることを確認できなかった。
	主な原因	団体運営経費やイベント等事業経費に対する分担金については、他の分担者ととも複数で支出することが原則である中、分担金の金額や割合について、書面等で明らかにし、あらかじめ取り決めておかなければならないという認識が不足していた。
西成区役所／ ちょちょまう ヴァナキュラー 事業	検出事項	当該事業は事業費のほぼ全額を大阪市が負担している。しかし、協定書には、大阪市と分担者の事業分担は記載されていたが、事業実施に必要な経費等については、「甲（大阪市）の分担金及びその他の収入、又は甲及び乙による役務並びに物品の提供をもって充てる」と記載されているのみで、金銭に代わる他の分担者の人的・物的分担が明確にされていない。
	主な原因	各々の役割分担を記載することは認識していたが、金銭に代わる分担を明確にしなければならないという認識が不足していた。

現状では、役割分担についての分担者の認識に齟齬^{そご}が生じるリスクや、分担金としての支出の妥当性を証明できないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

1. 中央区役所は、次年度以降、他の分担者の分担金についても、協定書や実行委員会の収支予算書等の書面により、あらかじめ明確にされたい。
2. 西成区役所は、次年度以降、金銭に代わる他の分担者の人的・物的分担が明確となるよう、協定書の見直し等を行われたい。

2 精算書について改善を求めたもの

【西成区役所に対して】

指針には、分担金の対象となる事業等が完了したときは、実績報告書や収支報告書の提出を受けることが示されており、平成21年1月30日付け会計第282号「各種分担金に係る統一的な支出事務手続きについて（通知）」においても、団体の事業等が完了した場合には、分担金の使途に係る説明責任と透明性を確保するため、速やかに団体から事業等の実績や収支に係る報告書を徴し、分担金の額が妥当であったかどうかを確認しなければならないと記されている。

今回の監査において、西成区役所のちょちょまうヴァナキュラー事業に係る収支予算書や精算書等を確認したところ、収支予算書には「運営等全体に係る経費」や「地域の子どもを対象にした音の場づくり」といった個別事業ごとの予算内訳が記載されていた。一方、精算書は支出日順に金額及び支出先を記載した一覧が添付されているのみであり、個別事業ごとの年間経費を把握できる内容となっていなかった。

西成区役所によると、当該実行委員会事務局から支出の都度提出される資料により、当該支出の使途は確認している、とのことであった。

しかし、当該資料は個別事業ごとの年間経費を把握できる内容ではなく、収支予算書の予算内訳に対する実績を確認している状況は見受けられなかった。

これは、事業報告書で個別事業の実施状況を把握し、また支出の都度提出される資料により使途等を確認していたことから、個別事業の経費を明確化した上で予算内訳と実績を突合・確認する必要があるとの認識が不十分であったことが原因である。

現状では、分担金の使用が当初の事業目的・予算内訳の範囲内であることの確認が十分ではなく、当該分担金の支出の妥当性を説明できないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

西成区役所は、精算書の様式を見直すなど、個別事業ごとの年間経費を適切に確認できる仕組みを構築されたい。

第7 その他

なし